

# ○大府市障がい者施設における歯科健診補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者施設における歯科健診を実施することにより、疾病の早期発見、早期治療に結びつけ、口腔の健康を保つために予算の範囲内において交付する大府市障がい者施設における歯科健診補助金の交付に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、大府市歯科医師会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する団体が行う、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に定める通所施設における歯科健診及び保健指導とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち別表に定めるものとする。

(補助金の使途)

第5条 補助金は、補助対象事業以外に使用してはならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	細分類	内容
報償費	活動謝礼	事業の実施に対する報償
賃金		事業の実施に必要な人件費
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	医薬材料	事業で使用する医薬材料に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）